

平成19年度第1回青森県行政改革推進委員会での委員等発言要旨

と き 平成19年7月11日(水)午後1時30分から  
ところ 青森県庁西棟 8階 大会議室

出席委員 11名 青木委員、加賀谷委員、工藤委員、今委員長、佐々木委員、  
佐野委員、清水委員、田中委員、大黒委員、程川委員、山本委員  
欠席委員 4名 内田委員、加福委員、古川委員、福土委員

今委員長

本日の議題は、「青森県行政改革実施計画に係る平成18年度取組実績等について」である。

行政改革も3年目となり、おおむね順調に進んでいるということであったが、今回は昨年度の実績について見ようということである。

議事の進め方であるが、まず初めに、資料に基づいて県側から説明いただく。次に、委員の方から事前に事務局へ提出されているご意見があるので、これについて、改めてその委員からご発言いただいた上で、県から回答していただく。そして、この事前意見の回答を一通り終えてから、再質問、他の委員の関連質問、また、その他の新しいご意見でもよろしいので、委員の方からご意見をお伺いしたい。

それでは早速、資料の説明をお願いします。

若宮行政改革・  
危機管理監

私から、お手元の資料1によって、平成18年度の青森県行政改革実施計画の取組実績についてご説明申し上げます。

「1 青森県行政改革実施計画に係る平成18年度の取組実績」

新規実施として計画した実施工程100件のすべてについて取り組んだほか、今年度に計画していた実施工程の前倒しなど7件を含めて、合計303件の取組を実施した。

取り組んだ実施項目の主なものとしては、本庁及び出先機関の見直し、交番・駐在所の統廃合等。定員適正化、諸手当等の見直し、公社等の統廃合等。県有施設の民間移譲、指定管理者による管理の実施、広報誌等への広告掲載の実施等々であり、多岐にわたる取組を行ったところである。

そのほか、平成19年度以降の実施計画に基づく取組について、より一層の徹底・加速をしていくこととし、後年度の取組の実施に向けた具体的な検討に積極的に取り組んだところである。

また、前倒しなどの主なものとしては、総務事務センターの集中処理事務の一部前倒し実施、入札制度の運用改善として総合評価競争入札の実施に取り組んだところである。

次に、計画と実績を比較した表をご覧ください。

実施計画の、新規実施100件、継続実施195件、合計295件

に対して、取組実績は、新規実施107件で7件が前倒し、継続実施では196件が実施されたということである。

継続実施が、実施計画195件に対して取組実績196件というのは、教職員の人事評価について本格実施を18年度に予定していたものが試行実施となり、改善検討を行ったもの。徹底・加速という意味で実質的に前倒しされたものは、新規実施の7件である。

#### 「2 平成18年度の実績に係る評価」

「計画どおり（計画以上に）実施したもの」が294件、「おおむね計画どおりに実施したもの」が7件、「計画に基づいてある程度実施したもの」が2件である。

表にあるとおり、と合わせて301件であり、全体の303件に対する率にすると99.3%と、ほぼ100%近い形で実績が上げられた。

が2件ほどあるが、1件は、先ほど申し上げた教職員の評価が、18年度は本格実施の予定が試行の段階にとどまったこと。もう1件は、自動車保有関係のワンストップサービスシステムが、国全体の取り進めの関係、いわば不可抗力的な事情で予定どおり進められなかったため、それに接続する県のプログラム修正が設計のみにとどまったものである。

#### 「3 業務量及び経費削減等の見直し効果」

平成16年度から18年度までの3年間の取組実績及び平成19年度以降の実施計画に基づく県行政全般にわたる見直しの効果として、業務量で1,323人工、経費面で約382億円の削減効果が見込まれている。

これを、平成17年度の実績取りまとめ時点の数値と比較すると、業務量で12人工、経費面で16億円となり、これが、平成18年度の実績を徹底・加速したことによる効果見込額ということになる。

また、この計画を策定した平成16年度時点では、763人工、320億円と算定しており、これからみると、業務量で560人工、経費面で62億円のさらなる効果が見込まれているということである。

表にあるとおり、382億円が、平成18年度までの取組により5年間全体で見込まれる見直し効果の見込額である。括弧書きの366億円が、平成17年度までの取組による効果見込額であり、また計画当初は、ここが320億円であったということである。

なお、行政改革の取組に当たっては、当然ではあるが、例えば、廃止するものであれば代替施設の準備であるとか、民間移転であれば移転後のさまざまなフォローであるとか、あらゆる努力・創意工夫をして、行政サービスの低下を来さないよう精一杯の努力を県としてもしている。そのようなことも含めて、行政改革はお陰様をもって全体として順調に推移しているのではないかと考えている。

行政経営推進室  
林室長

#### 「 4 今後の取組方針」

行政改革大綱の取組最終年度である平成20年度に向けて、残り2年間を仕上げ期と位置づけて、県立病院の改革、試験研究機関及び県立保健大学の地方独立行政法人への移行などをはじめとする平成19年度以降の実施計画に基づく取組も着実に進展させるほか、昨年度、全庁的な掘り起こしにより新たに設定した取組事項についても積極的に検討し、実施に移していくなど、行政改革の取組をさらに徹底・加速していきたいと考えている。

また、本県行財政を取り巻く環境は依然として厳しいことから、さらなる行政改革への取組を視野に入れた検討も進めていく必要があると考えている。

以降の資料は、先ほど申し上げた実績の内訳をさらに詳細に分類したものの、また、前倒しなどの具体的な内容を比較した参考資料である。必要に応じてごらんいただきたい。

引き続き、具体的な取組事項についてご説明申し上げます。

詳細な内容については資料3にすべて記載しているが、その主なるものを資料2として取りまとめたので、この中からかいつまんでご説明申し上げます。

#### 「 自主自立の青森県づくりを支える行財政基盤の確立」

#### 「 組織の簡素・効率化」

##### (1)本庁及び出先機関の見直し関係

本庁では、19年4月1日から、病院改革の一環として新たに病院局を設置した。また、出先機関では、4月1日より地域県民局を拡充し、東青、西北、上北の3つの県民局を設置した。

なお、地域県民局の設置にあわせて、これまでの出先機関、県税事務所ですとか健康福祉こどもセンターなどの各事務所については、廃止を行っている。

##### (3)警察署・交番・駐在所の統廃合関係

従前より統廃合等を進めてきたが、平成18年度は駐在所16カ所の統廃合を行い、これと合わせ交番3カ所について新設を行った。この結果、交番等については、昨年度の時点で182カ所であったものが、今年度169カ所となっている。

#### 「 職員数の適正化」

##### (1)定員の適正化関係

平成16年度から昨年度の平成18年度までの3年間の実績を取りまとめたものを記載している。

一般行政部門については、5年間で800人の目標を掲げて取り組んでいるが、3年間の計画379人に対して、実績が480人と、計画を101人上回った状態で進んでいる。

教育委員会事務局及び学校以外の教育機関においては、計画58人に対して、実績は3人下回った55人という状態である。

教職員については、計画199人に対して、実績が243人と、上回っている。

そのほか 県費単独措置の職員（県立学校）でも、計画16人に対して実績17人と、ほぼ計画どおりの実績となっており、警察部門（一般職）も計画4名に対して実績は8名と、率的には大きくなるが、ほぼ計画どおりの実績という形で定員適正化を進めている。

「職員給与の適正化」

#### (2) 諸手当等の見直し関係

管理職手当の見直しを行い、職に応じた定額化、あるいは、職責に基づく区分の見直し等の管理職手当の見直しを行った。

また、日当の廃止、旅行雑費の支給など旅費の見直しを行い、県外出張の例だと、これまで日当2,200円であったものが旅行雑費1,200円となった。

「事務処理の効率化」

#### (1) 総務事務センター（仮称）の設置関係

給与等の事務処理の集中化による効率化ということで、総務事務センター（仮称）の設置を準備してきたが、昨年10月1日から一部前倒し実施を行い、今年の4月から本格実施に移行している。

「公共工事コスト等の縮減及び県有資産の総合的な利活用」

#### (1) 公共工事コストの縮減関係

入札制度の運用改善として総合評価競争入札制度の検討を進めてきたが、これも前倒し実施し、平成18年度に27件の実績を上げた。

「歳入確保の取組」

#### (4) 財産の処分等関係

県有施設等への広告掲載料の徴収実施を行い、県の広報誌「県民だより」や県のホームページに広告掲載を実施し、広告料等を徴収した。

「持続可能な財政構造の確立に向けた財政運営」

#### (3) 歳出全般の整理・合理化関係

平成19年度当初予算編成において、総体的な見直しの結果も含め、18年度当初予算比0.7%の減額にして51億円の減となった。

#### (4) 普通建設事業費の見直し関係

県費単独事業費から補助事業費のシフトを行い、厳しい財政事情の中でも補助事業を活用して事業費の確保等を行っており、その実績としては67億円のシフトとなっている。

「県の役割の見直しによる行政サービス提供体制の新たな構築」

「行政サービス提供施設等の再編と運営体制の見直し」

(1)各種施設の見直し関係

平成18年度末をもって海洋学院を廃止した。ただし、その廃止に伴う一つの工夫として、技術習得等に関する研修については、増養殖研究所へ移管してその体制を整えている。

また、農業教育機関である農業大学校と営農大学校の見直しの一環として、平成19年4月から営農大学校を、魅力ある農業教育、あるいは、実質の上がるような農業教育ということで、専修学校化した。

(3)公営企業の見直し関係

岩木川第一発電所を廃止することとし、その施設については譲渡契約を締結し、今後も民間会社において発電を行う形での見直しを行った。

「市町村との連携協働」

(2)市町村との人事交流関係

合併市町村に対する職員派遣の実施を平成18年度から新たに行い、その実績として8名の派遣を行った。

「民間活力の活用」

(1)民間移譲関係

県の施設である安生園、八甲学園、知的障害者福祉センターなどまりの3施設について、社会福祉法人すこやか福祉事業団へ民間移譲を行った。なお、移譲後においても、同事業団においてこれまでと同様のサービス提供を行っている。

(3)指定管理者制度関係

県の公の施設64施設について、平成18年4月1日より指定管理者制度を導入し、施設の管理を効率的に行っている。

「地方独立行政法人への移行の検討」

(2)県立保健大学関係

平成20年4月の地方独立行政法人化に向けた方針の取りまとめと具体的なスケジュール案の検討等を行った。

「公社等の改革」

(1)公社等の統廃合等関係

平成18年度末で、青森県沿岸漁業振興協会を廃止した。また、青森県すこやか福祉事業団及び青森県国際交流協会について、独立民営化を行い、いわゆる自立した運営という形での移行がなされた。

「事務事業等の見直し」

(1)事務事業等の見直し関係

従来にも増した事務事業・補助金の見直しの結果、廃止773件、縮減189件の実績となった。

「県民の目線に立った成果重視型の行政経営の推進」

「行政経営システムの確立」

(1)目標管理型マネジメント関係

「わくわく10」と称し、青森県重点推進プロジェクトに基づく施策の選択と重点化などの成果を上げてきている。

(2)ITを活用した行政経営関係

県税の電子納税システムの開発を開始し、また電子入札システムについて平成18年11月から一部運用を開始した。

「規制緩和」

(2)申請、届出等の手続の簡素化関係

申請届出の手続の簡素化等を行った。

「職員の能力向上と意識改革」

(3)人事評価制度の確立関係

平成18年度より目標管理型の人事評価制度を本格実施した。

以上、非常に大ざっぱにかいつまんだ形であるが、昨年度の取組実績の主なものについてご紹介した。

今委員長

ありがとうございました。これから委員の皆様方からご意見をいただくが、軽装ということで県の方がネクタイを外しているの、委員の方も上着を取られて楽にさせていただきたい。

それでは、事前にご意見をいただいた委員から発言いただき、それに対して県側から回答していただきたい。田中委員、お願いします。

田中委員

先ほどの説明を聞くと、18年度は73億円の経費を削減できた、5年間では当初よりも62億円を上回る削減が予定されているということで、順調に進んでいるということは非常にいいことでありますけれども、前の会議でも述べられていたように、これがあまり順調以上に進み過ぎると、そのことがかえって本県のいろんな取り組むべき課題を悪化させるのではないかと懸念もあるわけで、5つほど意見・質問等を事前に出しておりますが、以下、それについてお答えいただければと思う。

まず1番目は、県税と普通建設事業費の見直し(資料36頁、45頁)という2つに関わることである。

今年から、所得税から住民税への税源移譲、3兆円にわたる税源移譲、定率減税の廃止ということで、私たち庶民としては重税感がのしかかってきているわけだが、この税源移譲、定率減税の廃止によって、県の税収がどのくらい増えると予測されるのかということ。住民税は、県民税と市町村民税に分けられると思うが、県に入ってくる住民税の収入がどのくらい増えると予想されるのか。

そして、県は公共事業における単独事業から補助事業へシフトし、昨年度は67億円のシフトということで、その結果、多くの公共事業が可能になったということであるが、三位一体の改革、要するに、県

税収が増加することによって、逆に補助金の削減ということが考えられるのではないかと。県としては補助事業にシフトして、できるだけ国のお金に頼って事業をやるというようなことであるが、それがどこまでも続くのであろうか。住民税が増えることによって補助金が減らされるということが考えられると思うが、そういう意味で、補助事業の長期にわたる継続は可能であろうか。これが第1の質問である。

第2番目は、行政経営革新のための職員提案（資料82頁）で、68件の中の32提案の実現を検討しているというのがあるけれども、その中から、どういう提案があって、どのようなものを実現検討されているのか。幾つかを紹介してもらいたい。

さらに、県民というのは行政サービスを受ける側であるが、行政職員だけでなく、もしあれば県民からの提案の提出ということもこれから検討していいのではないかとというのが第2点の質問である。

第3番目は、職員の採用（資料80頁）についてで、できるだけ職員の採用試験の年齢を引き上げることを検討するということであるけれども、青森県の場合は、転出の超過数が全国第3位、人口減少ということでもトップクラスにある。将来、人口が減少していきだろけれども、それをできるだけ抑えていくという県の課題も同時に実施していかなければいけないわけなので、そういう職員の試験の年齢を引き上げるということも結構だと思う。

長期的な雇用対策、様々なことをなされているということは承知しているが、長期的な雇用対策を考えながら、短期的な雇用対策、若い人たちを県外に流出させないということで、許せる範囲で臨時採用など、もっと積極的に行う。短期的にでも若い人たちを県内にとどめておくということを県側も許せる範囲でもっともっと積極的にやっていくのはいかがであらうか、というのが3番目の質問である。

第4番目は、地域県民局の設置（資料10頁）について。県職員の半数が地域県民局に関わっているという話も聞いたことがあるが、昨年度新設した地域県民局は、地域特有のさまざまな課題を地域住民と一体になって取り組むという体制なわけで、これは非常に素晴らしいことだと思う。ただ、もっと地域住民に積極的に働きかけていく、地域住民に積極的な意見を求めていくことをもっとやっていかなければいけないんじゃないかと思う。

それに、情報公開をもっと積極的にやってほしい。去年は中南、八戸、下北で、各地区の協議会で出た結論を最後にまとめているようだけれども、そういったものをもっと積極的に流すとか、それぞれの地域でどういう取組をしているとか、地域住民ともっと積極的に交流する、情報公開をするということがないと、単なる事務的なことで終わってしまうのであれば、地域県民局を設置する意味もないのではないかと思うので、特色を生かした地域住民との接触、情報公開をもっと

やっていただきたいというのが4番目である。

最後の5番目は、委員会や懇談会等の統廃合(資料19頁、20頁)について。意味が薄れてしまった委員会などを廃止することは非常にいいと思うが、逆に、青森県のような問題・課題を解決するために必要な委員会は新たに設置すべきではないだろうか。新たに設置した委員会には具体的にどのようなものがあるのかということ。

さらに、もし設置していないとすれば、人口減少対策。これはいろんな部門で行われているということは承知しているけれども、人口減少対策の基本的な考えの取りまとめを行う委員会であるとか。あるいは、最近よく話題になるバイオエタノール。特に稲藁から取り出すことも可能だという記事をしばしば耳にする。農家の方に実際に話を聞くと、これに非常に期待しているんだと。しかし、どこかで音頭をとっていただきたいという話を聞くんですね。ですから、そういうバイオエタノールを稲藁から取り出すようなことができないかどうかについての委員会とか。もし設置していないとすれば、そういったものを検討していただきたい。廃止するのはいいのですが、同時に、さまざまな課題に取り組むべく、必要な委員会は設置していくべきではないかということである。

以上、長くなったが、5つの点で質問・意見を述べさせていただいた。

今委員長

ありがとうございます。ただいまの田中委員から出た質問について、県から説明をお願いします。

若宮行政改革・  
危機管理監

冒頭のお話について、全体的なこととして私から申し上げたい。今の改革の背景、経緯として、財政改革プランを策定した直後に、これは全国的な話でもあったが、青森県の場合は5年間で800億円を超える財源不足が見込まれるという状況が突然出てきて、これでは財政改革プランだけではとても立ち行かないということで、第2弾の改革ということで始めた取組である。

それに対して、先ほど説明したとおり、5年間で300億円ほど、半分足らずの改善しか今のところ見込みが立っていない。そういうことで、道半ばではある。

徹底・加速は、私ども誇らしげにこれだけやったよと聞こえるのかもしれないが、800億円に対する不足分について、財政当局の予算編成努力はもとより、徹底・加速により少しでもこれを解消していくという考え方であり、そういう意味で申し上げていると受けとめていただければありがたい。

税務課

今回の所得税から住民税への税源移譲による県税の増収見込みにつ



太田課長代理

いてお答えする。

所得税から住民税への税源移譲は、所得税と個人の住民税の税率の改正により行われ、所得税は今年1月から、住民税は今年6月から実施されている。個人県民税の税率については、これまでの2%と3%の累進税率から、課税所得の金額の多寡にかかわらず一律4%に改められている。

この税源移譲による増収見込額については、平成19年度当初予算額ベースで約130億円と見込んでいる。

財政課  
福田課長

若宮行政改革・危機管理監から話があったように、本県財政は非常に厳しい状況に立ち至っている。

先ほど税源移譲で130億円の県税収入が増加したという話があったが、この税源移譲というのは、国庫補助負担金、地方交付税と3つのものを三位一体として改革するという形で改革が進められている。その結果、地方一般財源総額で見ると、本県財政にとって130億円のプラスを大きく上回るマイナスがあり、トータルとして見れば、かなり大きな影響が出ている。近年の地方財政改革に関しては、歳入環境が劇的に変化しているという大変厳しい状況がある。

そうした劇的な変化にあわせて、本県財政については、身の丈に合った、すなわち財政力に応じた財政構造を実現していかなければならないという課題があり、そういった意味では、行政改革に関しても、当初の予定はあるかもしれないが、歳入環境の劇的な変化に応じて行政改革をしっかりと進めていくということが、財政的な見地から申し上げれば非常に重要となっている。

今回、お話があった普通建設事業費に関しても、そういった全体像の中、やはり歳出全体の見直しが求められており、普通建設事業費についても、身の丈に合った水準へ近づけていくということで努力を重ねているところである。

また、特に単独事業費については、その規模と構成割合がほかの団体に比べて非常に高いという状況があるので、先ほど来お話が出ている雇用、地域経済の配慮も当然重要な県政の課題であり、そのような状況を踏まえて、県負担の大きい単独事業費の抑制を図る一方で、補助事業費を確保することによって、可能な限り普通建設事業費の総額を確保しようという取組を続けているところである。

お尋ねの税源移譲に伴う普通建設事業費の見直しと影響については、公共事業関係費は今回の税源移譲の対象とはされていないので、直接の影響はない。しかしながら、今後、公共事業費に係る部分の国庫補助負担金に関しても税源移譲の対象となり得る状況は想定されるので、そういった場合にはその状況を注視しながら、補助、単独といった区分よりは総量で、繰り返しになるが、身の丈に合った財政構造

行政経営推進室  
林室長

を実現するという観点からの管理が必要になると認識している。

ご質問の職員提案の関係についてお答えする。

実現する方向で検討することとした職員提案は32件あり、その主なものを幾つかご紹介したい。

まず1つ目は、コストの削減や県民サービス向上につながる民間委託のさらなる推進を目的とした、民間側からの提案を求める仕組みをつくること。

次は、新採用職員など若手職員の人材育成方策として、特定の先輩職員がこれら職員の仕事上の悩みを聞いたり、相談に応じたりする仕組みを制度化する提案。

次は、歳入アップの方策として、県庁本庁舎のエレベーターの中など、多くの来場者が見込まれるような庁舎内の壁面を利用した企業広告を掲載するよう提案。

また、業務改善の方法として、今の職員提案制度をもう少し工夫して、バージョンアップさせた形で、実効ある形による方法を考えるべきだという提案などである。

こうした提案について、可能なものについては、本年度から実現に向けて取り組むほか、課題を有するものについては、その解決方法を探るなどして、可能な限り実現に向けた検討を行うこととしている。

また、県民からの提案の提出についてもご意見をいただいた。

県民からの提案の提出については、県政について日ごろ感じていることや考えていることなど、青森県をもっとよくするための前向きで建設的な提案を募る方法として、従前から「県政・わたしの提案」という制度を実施しているところであり、この提案制度に基づいて県民の方々からは、18年度の例で申し上げると650件ほどの提案などを承っているという状況である。

人事課  
小寺課長

私からは、ご質問2点についてお答えさせていただく。

初めに、職員の採用に関して、受験年齢の引き上げと臨時職員の採用についてのご質問があった。

県では平成16年度に策定した行政改革大綱に基づき、平成16年度から20年度までの5年間で、一般行政部門の職員を800人削減するという目標を立て、職員数の適正化に取り組んできている。このため、一般行政部門の競争試験での採用状況は、平成18年4月が15名、平成19年4月が12名と大変厳しい状況となっている。

このような状況の中であって、職員採用試験における受験年齢については、上級試験では29歳以下、初級試験では21歳以下と設定し、新規卒者等若者の確保や職員の年齢構成の適正化等に配慮しながら採用を行ってきている。

田中委員からお話があった80頁について言うと、職種によっては、なかなか人材の確保が難しいもあるので、平成16年度から、具体的には言語聴覚士と獣医師については、36歳未満に拡大して実施している。

また、非常勤事務員、臨時職員等についても、財政健全化の観点から、その削減に努めたところであり、本県が直面している厳しい財政状況を踏まえると、その採用枠を増やしていくことは大変厳しい状況にあると考えている。

現在、非常勤事務員等については300人体制とし、その約3割を新規高卒者枠として若者の雇用確保に努めるとともに、一般枠については、年齢制限を撤廃し広く応募を受け付けているところであり、ご理解をいただきたい。

次に、附属機関に関して、必要な委員会の設置と新たに設置した委員会についてのご質問があった。

県では法律又は条例に基づいて設置している審議会などの附属機関について、これまでも社会経済情勢等の変化を踏まえながら、その存置の必要性について常に見直しを行ってきたところである。

具体的には、平成8年度に定めた「附属機関等の管理に関する要綱」により、法律により設置が義務づけられている場合を除いて、設置目的が達成されたものや、設置の必要性が低下しているものについては、その統合を進めるとともに、次に述べる基準にすべて該当する場合には、附属機関を新設することができることとしている。

その基準とは、県行政に対する県民の意見の反映や専門的な知識の導入、公正性の確保等のため有識者等からの意見を必要とすること。

個別の意見聴取等の方法では不十分であること。ほかにこれを調査・審議する附属機関が存在しないこと。

この方針に基づき、近年では平成18年4月に「障害者介護給付費等不服審査会」を新設している。また、法律による設置の義務づけが廃止された附属機関についても、先ほどの方針に基づいて、必要と判断された場合には存続させることができることになっており、近年では、平成18年4月に「精神保健福祉審議会」を、平成18年10月に「職業能力開発審議会」を存続させている。

今後とも社会経済情勢の変化等を踏まえながら、常にその必要性等の見直しを進めてまいりたいと考えている。

私から2点ご説明させていただきたい。まず1点目は、地域県民局に関して。

田中委員からもお話があったが、地域県民局で地域活性化協議会を設置して検討しており、今年新設した県民局を含めてすべての県民局で地域活性化協議会を現在立ち上げて、地域の特性を生かした地域づ

くりを進めるために、いろいろな課題を検討し、何をしていくべきかを話し合っているところである。

活性化協議会の中に商工関係者、農林水産業関係者、産業関係者であるとか地域づくり関係の皆様、それから、学識経験者等、幅広い分野の皆さんに委員となっていていただき、いろんなご意見を伺いながら議論を進めているという状況である。

この活性化協議会は公開で行っており、地域の皆さんも傍聴していただくことができるし、報道関係者も入ることができるという形で運営している。また、検討の内容については、ホームページで情報提供させていただいている。

また、活性化協議会だけではなく、県民局の職員が直接、地域のいろんな団体や企業を訪問して、いろんな意見を伺うという活動も行っている状況である。

2点目は、委員会等の設置のうち人口減少対策に関して。

お話があったとおり、人口減少対策というのは、いろんな部局にまたがるものなので、全体の総括ということで企画政策部が所管し、現在、庁内の検討会議を設置している。

私どもは、今年度と来年度において「人口減少社会モデル構築事業調査事業」を実施し、人口の将来推計をもとに10年後、20年後の地域の姿を描き出した上で、産業雇用、福祉・医療、教育、交通、コミュニティなど様々な分野で、行政、民間、住民の皆さんが短期的または中長期的に何を取り組んでいくべきか、といったことを検討整理していこうとしている。

この調査を進めるために、まずもって、現在、庁内関係各部局で構成する検討会議を設置しているという状況である。

私からは、最後のバイオエタノールを稲藁から取り出すための対策委員会の設置についてである。

委員からお話があったように、国内外において、化石燃料使用という事情から、バイオエタノールなどいわゆる植物由来の燃料への転換がかなり急がれているという状況にある。このような動きをとらえ、本県の民間企業者等が発起人となって、この25日に「青森県バイオ燃料推進協議会」という組織が発足する予定である。

この目的としては、先ほど委員からバイオエタノールを稲藁から取り出すための工夫、実用化というお話もあったが、稲藁のみならず、米、木くず、リンゴの剪定枝等、本県の豊富なバイオ資源、こういう原材料を活用したバイオ燃料の実用化を目指す。このことによって本県の経済の活性化につなげていきたいという趣旨・目的で設立される予定である。

そのような協議会であり、今現在、ご参画いただく方を募集中であ

る。私ども県としても、よりよい活動になることを期待しながら、必要に応じてサポートしていきたいと考えている。

今委員長

ありがとうございました。以上、事前に出されましたご質問・ご意見に対する県の回答をご説明いただいた。

ただいまの県の説明も踏まえて、委員の皆様方から再度確認したいことがありましたら、どうぞ。よろしいですか。

それでは、ほかの委員の方々からご質問でもご意見でもよろしいので、ご自由にご発言いただきたい。

佐野委員、お願いします。

佐野委員

私からは、14あった普及センターが半分になり、分室ができて、私ども農業生産者は非常に不安を抱えておったわけですが、多少不便になった点は、県民挙げて痛みを分かち合いながらの行政改革ということで、私どもも多少の我慢をしているが、それよりも普及分室の職員、県民局の職員の方々や遠い農家までもずっと出向いて、今まで30分圏内で指導に行けたのが1時間、1時間半かかるところまでもずっと出向いて、そして農家の人たちと直接に話し合いをしながらいろいろ頑張ってくれているということで、今回は、私は評価したいと思っている。

また、「日本一健康な土づくり農業実践」ということも県で打ち出しているの、農家自身もエコファーマーの取得、または特別栽培への挑戦ということ。実は田子町でニンニク生産者が130人おりますけれども、その中で7～8割がエコファーマーを取得し、もう少しで100%達成をしたい。この陰には、普及分室の職員の人たちが夜間においても農協、役場職員と一緒に進めてくれて、普及率が上がってきた。県職員と県民が一緒になっているんなものに挑戦していくきっかけになったのではないかと考えている。

特に、「日本一健康な土づくり」ということに関しては、いろんな対策等も県のほうで打ち出しているし、補助事業も早め早めに打ってくれているので、今回はそこを評価して、ありがたいことだなと。

こういうふうに、県と地域住民が一体になって県で打ち出した目標に向かって、今後も私どもも一生懸命頑張っていくので、時間外の仕事等々もあるかと思うけれども、農業者のみならず、県民と一緒にこの行革に取り組んでいただきたいということを申し上げたい。どうぞよろしくをお願いします。

今委員長

ありがとうございました。ご意見だと思いますが、県のほうで何かよろしいですか。特になければ、山本委員、お願いします。

山本委員

2点お伺いしたい。

1つ目は、先ほど田中委員からも発言があったわけだが、定率減税廃止に伴う県の税収の関係。今年の6月から定率減税の一つである住民税減税が全廃された。国民にすれば実質的な増税になるわけで、マスコミでは全国的な苦情だとか問い合わせが自治体の窓口に対応寄せられたという報道がされている。

県内的な状況として、住民税の減税廃止について、当然これはそれぞれの自治体で住民に十分説明をされてきたのだろうと思うけれども、そういう苦情などの問い合わせが実際県内にどの程度あったのか。あるいは、その際の説明、また定率減税が廃止になるという事前の説明がどの程度だったのかということ把握していればお願いしたい。

それに伴って、田中委員と同じような質問になるが、青森県内において住民税の減税が廃止になった関係でどの程度の税収増が見込まれるのか。アバウト、試算的なものでも結構であるので、もし分かれば説明をしていただきたい。

2つ目は、資料63頁の関係で、今後の取組方針にもあるけれども、仕上げ期の中の一つとして地方独立行政法人への移行を検討しているということが言われており、具体的には試験研究機関と県立保健大学、大きくいうとこの2つの機関である。

試験研究施設であるが、メリット・デメリットについて、課題、あるいは調査の検討を行ったということであるが、現状の進捗状況はどうなっているのかをお伺いしたい。

もう一つは、検討を行ったという断定的な書き方をされているが、検討結果は具体的にいつごろまとまる予定なのか。

さらには、私どもとしては、関係する職員の方々の労働条件とか身分の保証が心配になるので、例えば、労働組合があるのであれば、労働組合の合意を前提にすべきであるということをお願いしたい。

なお、県立保健大学についても、今そういう検討を行っているということであれば、進捗状況についてお伺いをしたいし、これについても、関係する職員への周知、説明を徹底すべきであるということ考えている。その辺のご見解をお願いしたい。

税務課  
太田課長代理

定率減税の廃止による県民税への影響額についてあるが、平成19年度当初予算額を算定するに当たり、平成18年の課税状況や総務省が策定した地方財政計画に基づく増減収見込額を踏まえ試算したところ、約9億1,000万円の増収になるものと見込んでいる。

次に、定率減税などの増税等に伴う照会等の件数であるが、市町村が担当しており、私どもは市町村にどのぐらいの問い合わせがあったのかという件数については承知していないので、ご理解いただきたい。

次に、広報について説明すると、税源移譲については、所得税と個人住民税を合わせた税負担額が税源移譲の前後を通じて基本的に変わらないような制度設計をされている。所得税と個人住民税の課税徴収の方法の違いに伴い、影響が生ずる時期が異なってくることや、定率減税の廃止に伴う増額が生じ得ることから、税額の変動時期や変動理由について納税者の十分な理解が得られるよう積極的に周知・広報を行ってきたところである。

具体的には、国において全国紙への新聞広告やテレビ広報等を行い、地方においては、地域におけるきめ細かな周知広報活動の実施、納税者に対して直接文書を交付することにより確実性の高い周知広報を行うという役割分担で広報周知活動に取り組んできたところである。

県では、平成18年12月、平成19年1月及び平成19年5月と6月を重点広報期間に設定して、平成18年12月から平成19年1月にかけて、税源移譲に係るリーフレットを市町村と共同で57万部作成し、県内全世帯を対象に毎戸配布した。また、県の毎戸配布紙「県民だより」2月号において、全県統一的な広報を実施する等の取組みを行ったところである。さらに、5月、6月の重点広報期間にあわせて、テレビ、ラジオ、新聞等各種広報媒体等を活用した広報を実施するとともに、独自のパンフレットを1万部作成、配布するなど、国、市町村と連携しながら納税者の十分な理解が得られるよう、積極的な周知広報を行ったところである。

なお、市町村においても、納税通知書を早期に送付することに努めたほか、納税者に対して納税通知書の交付にあわせて、チラシなどの周知媒体を交付するなどの取組を行っている。

行政経営推進室  
林室長

試験研究機関の地方独立行政法人化の検討の関係について、私からお答えする。

行政改革大綱の中で、試験研究機関の地方独立行政法人化についての検討を進めることを明記し、現在検討を進めているところである。

地方独立行政法人の制度についてであるが、試験研究機関が県の役所の中にあると、どうしても地方自治法とか役所の仕組みの中で動くという制約がある。したがって、一例を申し上げますと、例えば、産業界からこうした試験研究について試験を行って成果がほしいといわれた場合に、これまでは地方自治法の仕組みの中で、議会の議決であるとかいろんな制約の中で対応してきたものが、かなり弾力的に随時対応できるような仕組みになることなど、いろいろなメリット等が、制度的な面ではあると認識している。

現在の進行状況については、関係する試験研究機関として、工業系の試験研究機関、農業系・水産関係の試験研究機関とあるわけだが、私ども行革を担当する総務部と商工労働部、農林水産部が力を合わせ、

現に試験研究機関の地方独立行政法人化を行った県も幾つかあるのでその実態を調査するとともに、山本委員のご質問にもあったように、職員の身分や労働条件の問題とか、それらがどのような仕組みになればスムーズに試験研究などが可能になるのかなど、仕組みづくりの部分について、現在、内部で検討を行っている段階である。

したがって、そうした検討を行った上で考え方の整理がついた時点では、ご指摘のような直接従事している職員にも十分説明をして、県の中においても外部的にも理解を得られるような形で進めていく必要があるものと考えている。

検討の時期のリミットについては、今の行政改革大綱は平成20年度までであるので、行革大綱期間ということ念頭に置いて、現在検討を進めている状況である。

健康福祉政策課  
内山企画調整報  
道監

私からは、県立保健大学の公立大学法人化に関わるこれまでの検討状況並びに職員への周知状況についてご説明させていただく。

平成16年度に、県立保健大学内に教職員組織を構成メンバーとする「独立法人化検討プロジェクト」及びその下部組織として「財務会計」「組織・人事」及び「中期目標・中期計画」の3分科会を設置し、検討を開始している。

平成17年度には、当該プロジェクトにおいて引き続き検討を進めるとともに、健康福祉政策課において、独法化に向けたスケジュール案を作成し、移行に向けた課題について整理、検討を開始している。

平成18年度には、独法化の準備を加速するため県立保健大学内に「公立大学法人化準備組織」を設置して専任職員4名を配置している。また、先行大学の情報収集、分析、独法化に向けた歳入歳出シミュレーション分析、定款の検討と具体的な準備作業に着手している。

なお、今年度からは、さらに健康福祉政策課内にも専任組織を設けており、鋭意、事務的検討をしているところである。

職員への周知については、先ほど申し上げたように、教職員で組織する構成メンバーの中でプロジェクト等を設置しているので、その中でお話、周知もなされているし、今後また、必要な時期を見ながら職員の方々にも周知を図ってまいりたいと考えている。

今委員長

山本委員、よろしいでしょうか。青木委員、お願いいたします。

青木委員

資料3についてですが、いつも実施スケジュールについては、細かく記述していただいて、とてもわかりやすく説明していただいているなと思って拝見している。

ただ、やはり私たち県民が気になるのは、実施した結果どのような効果が得られたか、本当に効果が得られているかということであるの



で、その効果について、例えば、民間委託の推進の取組実績（資料54頁、55頁）のところでは、平成18年度、細かく効果が記載されていて、このように記載していただくと、なるほど効果が上がっているなということが実感できると思う。

そういう観点から見ると、本当に効果が上がっているのか、記述を見ただけでは十分に伝わってこないというところが幾つかあって、その中から、実際の効果について、把握されている範囲で結構なので、教えていただきたい。

まず、「民間資金の導入による案内施設の整備等」（資料61頁）の中で、18年度に計4件の案内施設等が導入されたとあるけれども、これは果たして当初計画している、または想定している効果に対して十分な結果を得られているのかどうか。

もう一つ、先ほどお話があったように、民間からの広告料徴収制度を実施したということで「県有施設等への広告掲載料の徴収の検討」（資料42頁）とあるけれども、18年度の広告掲載の実施に関して、同じく想定していた効果が得られたのかどうかについて、ご説明いただければと思う。

今委員長

ありがとうございました。いかがでしょうか。

行政経営推進室  
林室長

最初に、総論的な部分で若干申し上げたい。

行革の施策、取組を行った場合に、率直に申し上げて、金額的な面で素直に効果が出せるものと、効果がなかなか数字として表しにくいものがある。そういった意味で、可能な限り県民の方々にご説明、ご理解いただけるような形でこれからも工夫していく必要があるということは十分承知しているところである。

そこでまず、ご質問のあった「案内表示板の設置」（資料62頁）であるが、ここはまさしく金額面ではなかなか出しにくい部分であって、実際の実績としては、資料にあるように、案内標識については4件の実績が上がったという記載になっているわけである。

最初の時点での計画は、ここについては数字的な記載はなかったと記憶している。したがって、計画段階との比較はここは不可能であるが、4件の実績があったということでご理解いただければと思う。

政策調整課  
柏木企画調整報  
道監

県の広報媒体についての広告については、結論から言うと、ほぼ想定どおりであるが、18年度にいろいろ手続きを踏んで、年度後半に広告募集ということになったので、金額的には52万5千円である。広告を募集するに当たって、県で内々に積算した額とほぼ同じということで、そういう意味では、目標と同額という状況である。

ただ、行政改革大綱には広告を取ることにによる目標額は特に明示し

ていないので、あくまでも募集をするに当たっての手持ちの数字とほぼ同額という状況である。

今委員長

ありがとうございました。よろしいですか。お願いします。

青木委員

平成19年度、20年度は、先ほどお話があったように、仕上げ期ということなので、今まで実施を検討してきたことをいよいよ実行に移すという取組事項が多くなってくると思いますけれども、その際に、インパクトの大きいものだけでも結構なので、当初予定していたよりもすごく効果が上がったよとか、やってみただけでもあまり効果がなかったとか、その効果は数字で表されないところでも結構ですが、そういうことをなるべく積極的に公開していただければ、県民としてもありがたいと思う。よろしくお願いします。

行政経営推進室  
林室長

ご指摘の点を十分踏まえて、来年度からのご説明の参考にさせていただきます。

今委員長

ありがとうございました。清水委員、お願いします。

清水委員

初めてこの会議に参加させていただいた。先ほどの佐野委員さんに反論するわけではないですが、個人的なことを言わせていただきたい。

私の家は米屋（小売）をやっており、佐野さんのところの組合さんから「ゆきこ」というお米をちょうだいして売らせていただいた。そしてまた、私のお袋は三戸町の斗内字沢田というところに生まれた。兄弟が9人いて、8人が三戸、田子に住んでおり、タバコとニンニクの生産者である。

そういう中で、反論するわけではないのですが、昨年9月に一般質問でも取り上げさせていただいたが、平成17年4月1日の知事部局の職員が5,171名、以前は確か6,000人を超えた職員数であったけれども、行政改革で次第に減少して現在の数になっていると思う。

これを部門別に見ますと、圧倒的に農林水産業が34%を占めている。およそ3分の1が農林水産部の職員ということになる。全国平均で見ると、農林水産部職員の構成比は22～23%が平均ではなかろうかと思っているが、本県は基幹産業が農林水産だということで、また歴史的な背景もいろいろあると思うが、そういう関係で、職員の数が多分多くなっていると思う。

あまりにも突出して農林水産部職員が多いのはどういうわけかということで、一般質問の続きになって恐縮ですがけれども、その辺をお答えいただければありがたい。

人事課  
小寺課長

職員の状況、あるいは構成割合については、今、清水委員がお話されたとおりであって、農林水産部門でみますと、18年4月1日現在で全国平均が22.7%、東北の本県を除いた平均で見ましても29.3%である。一方、本県は33.4%ということで、東北、あるいは全国に比べても農林水産関連部門の職員が多いというのが実態である。

昨年度の一般質問のときにも同じようなお答えをさせていただいたところであるが、各項目を比較してみますと、農林水産関連の試験研究機関に従事する職員が他県に比べて多いという実態になっている。

なぜ本県が他県に比べて高いのかということであるが、清水委員ご案内のとおり、本県の場合、全国を代表する農業県でもあり、また、水産県でもあるということで、いわば本県の基幹産業が農林水産業ということでこれまでも振興を図ってきたわけであり、そういったこれまでのいろいろな取組が現在の職員に反映されているものと考えている。

これは農林水産に限らないわけであるが、地域間競争が非常に厳しさを増している中であって、本県の場合は比較優位にある農林水産物の高付加価値化、あるいは商品化を図っていくということを考えると、品種改良とか加工面等々において、試験研究機関の果たす役割が非常に大きいものがあったという歴史があるわけであって、そういったこともあって、試験研究にこれまで力を注いできたということだろうと思っている。

一方で、行政のスリム化ということは、まさしく時代の要請でもあるので、当然、より簡素で効果の高い試験研究成果を出していく必要がある。その上で、弾力的かつスピーディーに発現できる体制を構築できるよう、現在検討を進めているところである。

今委員長

清水委員、よろしいですか。大黒委員、お願いします。

大黒委員

前にも一度質問したかと思うが、改めて質問させていただきたい。努力をなされて1,300人工余りの仕事を削減されたということだが、減った職員数は800人ぐらいである。これは、例えば1,000の仕事が減らして、減った人が500人だけだったら、結果的には、県職員の仕事はかえって楽になったということになりますよね。仕事の量が減ったということになりますので。この辺のバランスがどうなのかというのがまず1つ。

それから、人工の見直しはなされているのだろうか。例えば、学校の教職員だったら、生徒30人に1人の教師を確保するのを35人に1人としたら、十数%少なくて済むわけですよ。ほかの仕事でも一緒である。例えば、人口1万人に1人の担当者を張りつけるのを1万500人を一区切りとして張りつければ5%削減できるわけである。

若宮行政改革・  
危機管理監

そういった人工の見直しというのは、これまでなされたのであろうか。もしなされているとしたら、これからも常に見直しが見られていくのだろうかということをお聞きしたい。

人工と職員適正化との関連についてである。

まず、5年間で800人というのは、知事部局ベースの話であるということが1点。次に、職員適正化は、5年間で現状の15%を目途に削減するという目標であることが1点ある。県の場合は、退職見込者の範囲内で、また、先ほど申し上げたように、新採用が5年間ストップしているに近いような状況になる目標であり、それが800人の適正化、現状の15%ということである。

また、人工とのギャップについてであるが、財政状況が大変厳しい中でも、県民の福祉の向上のために必要なものはやっていかなければいけない。行政改革は、そのための土台づくりだということで取り組んでいる。

先ほど県民局のお話も出たが、こういう状況の中でも県行政上必要な新たな施策などは的確に行われている。「わくわく10」という新規事業を、毎年度特別な枠を設けて新たな施策を打ち出したりしているわけであるが、削減された人工の一部がそういうものに振り向けられているということをご理解いただきたい。

それから、人工の見直しについては、行政システムの見直しをしていく必要があるのではないかという趣旨と受けとめたが、これについても当然、行政改革の一つの基本的な考え方として、今のやり方でいいのかと。

先ほど学級編制の例が出たけれども、ほかにもいろいろ、1人当たりの業務量や担当が法令で決まっているもの、県として独自に決めているもの、さまざまあるわけだが、それについて、現在の進め方でいいのか、今のシステムでいいのか。そういう見直しを原点に立ち返って進めているのが今取り組んでいる行政改革であり、これからも原点を常に忘れないように、行政システムの見直しを含めて取り組んでいかなければいけないと考えている。

今委員長

ありがとうございました。佐野委員、どうぞ。

佐野委員

清水委員に反論するわけではないけれども、結局、工業試験場や林業試験場、そしてふるさと食品研究センターというのは、20年度までに地方独立行政法人へ移行ということがあるので、今は33.4%という数字でも、やはり東北のパーセンテージまで2年後には下がってくるのではないかと。

それよりも私は、民間ということを非常に気にしますが、田子の二

ンニクは、MGSという住友化学で特許を持っているニンニクの種を買う場合、一片が150円から180円である。そのニンニクの種子を買って農家が増殖をしながらやっていった場合に、ニンニク生産農家は成り立っていかない。3年、4年たって自分の畑の1町歩に作付した場合であっても、5年後には極端に小さくなってまた種の更新をしなければいけない。そういうことを考えたときに、はたしてすべてが民間に委託していいものだろうかという不安がある。

そして、田子町もそうだが、農家経済というか、私が今、農協の常勤に入って一番心配しているのは、農協は借金があっても役員が借金の保証人に判を押せば成り立つが、農家自体が破綻してしまうというような危惧を持ちながら、今、この年になって農協の常勤職をやりながら、農家といろいろ相談しながら農協経営をしている。

そういうことも含めて、果たして民間移行がすべていいものなのか。農家の種子の特権を、首根っこを捕まえられて、何ぼ稼いでも稼いでも農家が成り立たないような状況がこれから出てくる不安もある。

あと2年後にここが移行すれば、農林水産関係の職員が多いというふうにはならないのではないかなということをお願いしたい。

今委員長

ありがとうございました。そろそろ時間もかなり進んでいるので、どうしてもという方がいらっしゃいましたら、もう一つご意見を承りたい。よろしいでしょうか。

本年第1回目の会議ということで、活発なご意見をいただいたが、ほぼご意見も出尽くしたようである。

本日もご審議いただいた「青森県行政改革実施計画に係る平成18年度取組実績等について」は、いろいろご心配になるところもあるというご意見も出た。ただいまの佐野委員のような、民間でどんどん進んでいくのはどうかという意見もあったけれども、また、同じく佐野委員から最初にあったのは、地域住民と県と一緒にやって行革をやっていかなきゃならないだろうということだったので、全体としては、平成18年度取組は順調になされていると、そういうふうに評価するということがだろうか。（異議なしの声あり）

それでは、そのようにいたしたいと思う。

本日の議題はこの件だけであるが、その他について事務局から願います。

行政経営推進室  
林室長

それでは、今後のスケジュールについてお知らせをしたい。

次回の委員会においては、平成19年度取組実績の中間の取りまとめなどについてご説明を申し上げるとともに、必要な計画の見直し等についてご審議をいただきたいと考えている。

その開催時期は11月頃を予定している。委員の皆様方にはご多忙

中とは思いますが、引き続きご協力をお願い申し上げます。

今委員長

ただいま11月頃に次の委員会を行いたいということであったが、何かご意見等はあるか。それでは、その方向で進めていただきたい。以上で会議を終わります。

若宮行政改革・  
危機管理監

本日は長時間にわたりいろいろとご審議いただき、また貴重なご意見をいただき、大変感謝申し上げます。

先ほどもご質問にお答えする形で申し上げたが、青森県の自主自立を目指してこの行政改革の取組を進めているが、まさに道半ばである。したがって、これからも皆様のご意見をいただきながら、また、ご理解、ご協力いただきながら、しっかり目指すものに向かって取り組んでいきたいと思っている。

本日もご指摘があったが、改革のための改革ではなくて、何のために改革をやっているのか。要するに、県政をより良いものにしていくんだということを常に忘れずに、これからも皆様のご指導・ご鞭撻を得ながら、しっかり進めていきたいと考えている。

本日は本当にありがとうございました。これからもよろしく願いいたします。